

鶴見大学及び鶴見大学短期大学部における公的研究費の運営・管理体制に関する規程

平成19年11月1日

施行

(目的)

第1条 この規程は、鶴見大学及び鶴見大学短期大学部（以下「本学」という。）の公的研究費に係る適正な運営・管理体制の強化を目的とする。

(定義)

第2条 公的研究費とは、公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的研究資金等をいう。

(最高管理責任者)

第3条 本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として、最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、学長をもって充てる。

3 最高管理責任者は、公的研究費の不正な使用を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境及び体制の構築を図らなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、大学事務局長をもって充てる。

(相談窓口)

第5条 本学内外からの公的研究費の事務処理手続き及び使用に係る相談を受ける窓口として、相談窓口を置く。

2 相談窓口は、教育研究支援センター事務部教育研究支援課とする。

3 相談窓口は、効率的な研究遂行を適切に支援し、統一的な運用を図る。

(告発窓口)

第6条 本学内外からの公的研究費等に係る通報の窓口として、告発窓口を置く。

2 告発窓口は、教育研究支援センター事務部教育研究支援課とする。

3 告発窓口は、通報を受け付けたのち速やかに調査を行い、最高管理責任者へ報告する。

(不正使用防止)

第7条 公的研究費の適正な運営を図るため、不正を発生させる要因に対応する不正使用防止の計画を策定し、推進する。

2 不正使用防止計画の策定及び推進に係る部署は、教育研究支援センター事務部教育研究支援課とする。

3 不正使用防止対策については、別に定める。

(内部監査)

第8条 公的研究費の適正な管理のため、内部監査を実施する。

2 内部監査に関する事項は、別に定める。

(説明会の実施)

第9条 本学教職員等の公的研究費に対する意識向上のため、定期的に説明会を実施する。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。